

2018年3月23日

さらにお客さまに「よりそう保険。」に！



～発売から2年～

『セレクト見直し制度』取扱開始

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）は、2018年4月2日より、主力商品「大樹セレクト」について『セレクト見直し制度』の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「大樹セレクト」は、多様化するお客さまの保障ニーズやライフステージの変化にしっかりと「よりそう保険。」をコンセプトに2016年4月より販売され、おかげさまで、販売件数30万件を突破し、大変ご好評をいただいております。

本商品は、死亡・生前給付・介護・医療を保障する4つの「セレクト」から、お客さまのニーズに応じて特約を選択して組み合わせることができ、また、『セレクト見直し制度』によりご契約後の状況に応じた保障内容の見直しができる、多種多様なプランニングが可能な保険です。

今般、この「大樹セレクト」発売から2年が経過することに伴い『セレクト見直し制度』の取扱いを開始します。現在のご契約の一部または全部の保障の見直しは、ご加入2年経過後から可能です。現在のご契約に新たなセレクトを追加する「セレクト追加」については、さらに柔軟にお客さまのニーズにお応えできるよう、3か月経過後から利用可能となっています。

三井生命はこれからも、「大樹セレクト」の販売をとおして、未来に向かって大きな安心をお客さまにお届けしてまいります。

「セレクト見直し制度」のポイント

✓ **ご加入後もお客さまの「今」にあった保障を準備できます。**

⇒お客さまのライフステージの変化に合わせて保障内容を見直すことができます。
保障の見直し方法には以下の3つの方法があります。



1. 大樹セレクトの特徴

大樹セレクトは、4つのセレクトから必要な保障（特約）を選択（セレクト）して、組み合わせることができるプランニングの自在性が高い保険です。

 <p>死亡保障 セレクト</p>	<p>万一のときに必要な保障を、一時金や年金で備えます。</p>	 <p>介護保障 セレクト</p>	<p>事故や重い病気、認知症などによる要介護状態にご要望に応じた保障タイプで備えます。</p>
 <p>生前給付保障 セレクト</p>	<p>重い病気や身体障がい状態などに幅広く備えます。</p>	 <p>医療保障 セレクト</p>	<p>病気やケガによる入院・手術・治療等に備えます。</p>

2. ライフステージに合わせたセレクト見直し

ご加入時はニーズにあったご契約も、ライフステージが変化することで、必要な保障や保障額は変化します。大樹セレクトでは、『セレクト見直し制度』をご利用いただくことにより、ご加入後もお客様のライフステージに合わせて保障内容を見直すことができます。



<参考>セレクト見直し活用例

(1) 働き始めたら、重い病気や身体障がい状態による治療費の支払や収入の減少に備えて、
生きるための保障をプラス。



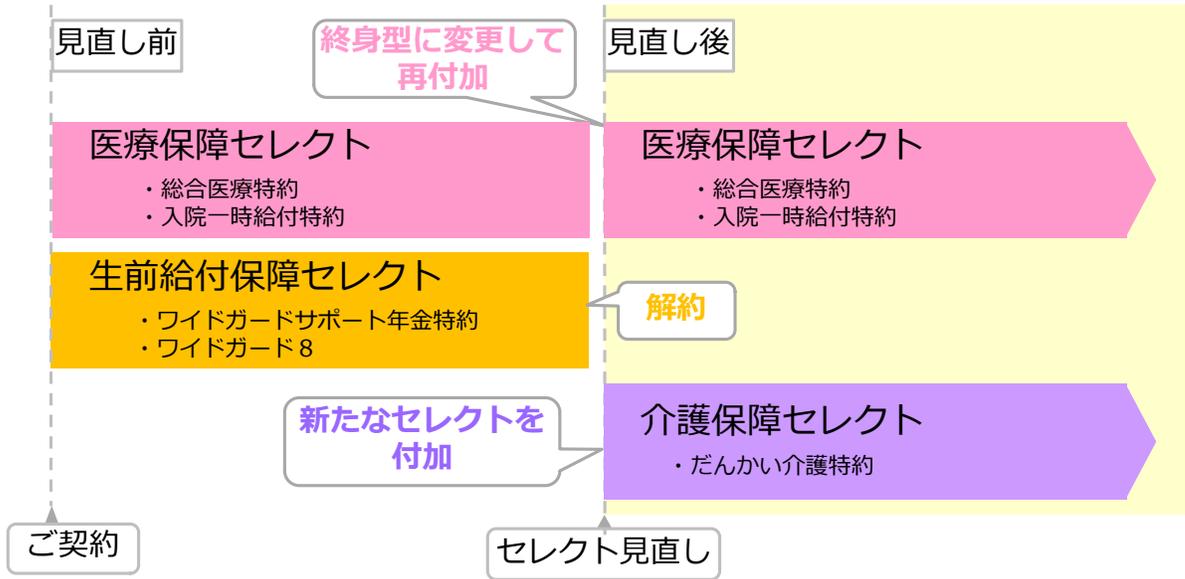
すでに付加されているセレクトは解約せずに、新たなセレクト等を中途付加する方法です。
ご加入の3か月後から取り扱います。

(2) ご結婚にあわせて、医療保障を充実させ、万一のときに備えて家族を守る保障をプラス。



すでに付加されている一部のセレクトを解約したうえで、新たなセレクト等を中途付加したり、解約したセレクトの保障内容を見直して再付加したりする方法です。ご加入の2年後から取り扱います。

(3) お子さま独立後に、セカンドライフに向けて心配な介護の保障をプラスするとともに保障を終身に変更。



すでに付加されている全部のセレクトを解約したうえで、新たなセレクト等を中途付加したり、解約したセレクトの保障内容を見直して再付加したりする方法です。ご加入の2年後から取り扱います。

3. 各種割引制度の活用

大樹セレクトはお客さまにとってわかりやすく、ご活用いただきやすい各種割引制度をご用意しています。これらの割引制度は、セレクト見直し時にもご活用いただけます。

割引制度等	内容
高額割引	所定の特約保険金額等の合計額が2,000万円以上の場合、高額割引保険料率が適用され、3セレクト（死亡・生前給付・介護）の保険料が割り引かれます。
医療保障セレクト割引	ご契約のセレクト数に応じた割引と、入院給付日額に応じた割引によって保険料が割り引かれます。
健康自慢	健康状態などが所定の付加条件を満たしている場合に、「健康自慢」を付加することにより、適用対象特約（収入保障保険特約・定期保険特約）の保険料がお安くなります。
リレー割引	解約返戻金のない特約が付加されている場合に、契約転換制度・セレクト見直し制度を利用したご契約の保険料を割り引きます。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「設計書（契約概要）」、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。